



四国行政評価支局

障がいのある学生の受験負担の軽減策・修学支援策

四国内の全ての国立大学と高専で改善が必要

-全国で初めて、行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、あっせん-

総務省四国行政評価支局（局長：安原 英樹）は、障がいのある学生が国立大学等を受験する際の負担軽減策や修学支援策の充実を求める行政相談を受け、民間有識者で構成する四国地域行政苦情救済推進会議（座長：土田 哲也香川大学名誉教授）の意見を踏まえ、平成 26 年 11 月 6 日、四国内の全ての国立大学（5 校）及び国立高等専門学校（5 校）に対し、以下のような改善策を講ずるようあっせん（通知）しました。総務省が大学等の障がい学生支援の改善をあっせんするのは、全国で初めてです。

- ① 障がい学生が受験方法の配慮（別室受験、補聴器の使用等）を申し出た際、医師の診断書（有料）の提出を求めているものがあるが、障がい者手帳や出身高校等の意見等を診断書の代替として個別に検討するなど、障がい学生の受験負担を軽減すること。
- ② 大学等の災害等対応マニュアルに障がい学生の安否確認や避難方法等を具体的に記載するなど、障がい学生への支援体制を充実させること。
- ③ 大学等のホームページで障がい学生への支援情報（バリアフリーマップ、入学後の支援体制等）を提供するなど、自校の障がい学生の受入姿勢・方針を正確に伝えるための方策を講ずること。

【経緯】

- ◆ 平成 26 年 6 月、四国行政評価支局が以下の 2 件の行政相談を受付
 - 障がい者が国立大学等を受験する場合、願書を出す前に受験方法等について事前相談できるが、事前相談の段階で診断書を提出させることに納得できない。
 - 障がいがある私の子供は大学進学を希望しているが、大学によって障がい者支援にバラつきがあるよう思う。障がい者が支障なく学べるよう支援策を充実させてほしい。
- ◆ 当局が四国内の全ての国立大学及び国立高等専門学校（計 10 校）を調査
 - ① 受験方法の配慮を申し出た障がい学生に診断書の提出を求めているもの・・・5 校 このうち、診断書の写しではなく、原本の提出を求めているもの.....3 校
 - ② 災害等対応マニュアルに障がい学生への支援を明記していないもの.....9 校
 - ③ 障がい学生への支援情報の提供が不十分なもの.....全ての学校 また、視覚障がい者用誘導ブロック上に自転車が置かれているなど、当該大学の障がい学生の受入姿勢・方針が正確に伝わらないおそれのあるもの.....2 校

【本件の連絡先】

総務省四国行政評価支局 首席行政相談官室 荒木和久、金子真一
電話：087-831-9204 〒760-0068 高松市松島町 1-17-33 高松第 2 地方合同庁舎

【説明】

1 障がい学生数の推移

(1) 障がい学生とは

高等教育機関（大学、短期大学及び高等専門学校）に入学を希望する学生及び在籍する学生で、以下のいずれかに該当する者

- ◆ 身体障がい、知的障がい、精神障がい
- ◆ 発達障がい
- ◆ 病弱・虚弱

(別冊資料 1)

(2) 障がい学生数の推移

(全国)

- ◆ 障がい学生の在籍数は、年々増加し、平成 17 年度は 5,444 人であったものが 25 年度には 13,449 人と、約 2.5 倍に増加
- ◆ 全ての障がい種別で増加。特に、発達障がい、病弱・虚弱、その他（知的障がい、精神障がい、精神疾患等）の増加が顕著

(別冊資料 2)

(四国内の国立大学及び国立高等専門学校)

◆ 当局の調査対象

四国内の全ての国立大学 5 校（香川大学、鳴門教育大学、徳島大学、愛媛大学、高知大学）及び国立高等専門学校 5 校（香川高等専門学校、阿南工業高等専門学校、新居浜工業高等専門学校、弓削商船高等専門学校、高知工業高等専門学校）

◆ 調査対象 10 校における障がい学生数の推移

平成 21 年度は 10 校合計 36 人であったものが 26 年度は 85 人と、約 2.4 倍に増加。特に、発達障がいや病弱・虚弱の増加が顕著であるなど、全国と同じ傾向

(別冊資料 3)

2 大学等の障がい学生の支援に関する制度等の概要

障害者の権利に関する条約（平成 26 年 2 月 19 日発効）をはじめ、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）や発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）における規定に加え、平成 28 年 4 月からは合理的配慮を大学等に義務付ける、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）が施行予定であるなど、大学等における障がい学生の受入支援や修学支援の重要性が一層増加

(別冊資料 4)

【大学等に求められる障がい学生支援の例：障害者基本計画】

- ◆ 施設のバリアフリー化を推進
- ◆ 大学等の入試や単位認定等の試験における適切な配慮の実施を促進
- ◆ 入試における配慮の内容、学生に対する支援内容、支援体制等の情報公開を促進
- ◆ 各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署の設置等支援体制の整備

3 当局の調査結果（障がい学生への支援の現状）

(1) 受験方法の配慮に関する事前相談時の診断書の提出

- ◆ 多くの大学等で、障がい学生が入学試験の受験及び修学の際に配慮を必要とする場合、出願に先立ち、障がい学生から大学等に事前相談できる制度あり。

申込みの方法は、障がいの種類・程度や受験の際に配慮が必要とされる事項等を記載した申込書に、診断書等を添付させるとしている例が多い。

【受験方法の配慮の例】

- ◇ 送迎用自動車の入校
- ◇ 別室受験
- ◇ 1階又はエレベーターが利用可能な試験室での受験
- ◇ トイレ又は身障者用トイレに近い試験室に設定
- ◇ 車いすの使用
- ◇ 車いすで使える机を準備
- ◇ 補聴器の持参、使用
- ◇ 拡大鏡の持参、使用
- ◇ 試験の開始・終了の合図として肩を叩く
- ◇ 試験時間の延長

【事前相談時の提出書類の例】

事前相談申込書に記載する主な事項	① 障がいの種類・程度 ② 受験の際に配慮を必要とされる事項 ③ 修学の際に配慮を必要とされる事項 ④ 高等学校等在学中に配慮されていた事項及び高等学校等の意見
添付書類	① 医師の診断書 ② 身体障がい者手帳（発行を受けている場合）の写し ③ 大学入試センター試験の受験上の配慮事項決定通知書（決定を受けている場合）の写し 等

【各大学等における診断書の提出の現状】

- 大学等の半数が診断書の提出を求めており、このうち3校は、診断書の写しではなく、原本を求めている。

なお、身体障がい者団体からは、大学等の受験に際して診断書を提出させることを問題視する意見あり。

事項	学校数	該当する学校名
診断書の提出を求めているもの（※1）	5	香川大学、鳴門教育大学、愛媛大学、高知大学、高知高専
（診断書の原本を求めているもの）	（3）	（愛媛大学、高知大学、高知高専）
診断書の提出を求めていないもの（※2）	5	徳島大学、香川高専、阿南高専、新居浜高専、弓削高専

※1 「診断書を求めているもの」とは、原則として求めているものを含む。

※2 「診断書を求めていないもの」とは、原則として求めていないものを含む。

(2) 災害等対応マニュアルにおける障がい学生への支援の明記

- ◆ 四国地方が、南海地震等の大規模な災害が発生するおそれがあることを踏まえると、避難等に困難を要する障がい学生に対し、災害発生時にどのように対応（配慮）するかを事前に決めておくことが重要

【各大学等のマニュアルの現状】

- 災害等対応マニュアルに障がい学生への支援（安否確認、避難方法等）を明記しているのは1校のみ

事項	学校数	該当する学校名
災害等対応マニュアルに明記しているもの	1	愛媛大学
災害等対応マニュアルに明記していないもの（※）	9	他の大学4校、高専5校

※ 香川大学以外の8校は障がい学生に関する記載なし。また、香川大学は災害マニュアルに障がい学生の避難を積極的に支援するとの記載があるものの、当局では記載が不十分と判断した。

- 災害等対応マニュアルに明記している例

（「愛媛大学障がい者災害対応マニュアル」から抜粋）

- ◇ 共通事項：各担当が障がい学生の所在を確認
- ◇ 聴覚障がい学生への対応：メール連絡、警報情報を通訳等
- ◇ 視覚障がい学生への対応：電話等で確認、安全な場所への誘導
- ◇ 肢体不自由学生への対応：所在の目視確認、避難時の介助等

(3) 障がい学生を支援する専門的・総合的な部署の設置

- ◆ 障がい学生等の利便性の面等から、相談窓口の統一や支援担当部署の設置、専門性のある支援体制の確保が重要

【各大学等における専門的・総合的な部署の設置の現状】

- 障がい学生の受入れに関する専門的・総合的な部署（※）を設置していると認められるのは4校

事項	学校数	該当する学校名
専門的・総合的な部署を設置していると認められるもの	4	愛媛大学、高知大学、新居浜高専、高知高専
専門的・総合的な部署を設置していると認められないもの	6	香川大学、鳴門教育大学、徳島大学、香川高専、阿南高専、弓削高専

※ 「専門的・総合的な部署」とは、障がい学生支援を専門的に行う部署又は障がい学生個別に支援体制を整備しているもの

(4) 障がい学生への支援情報の提供等

- ◆ 大学等進学希望者や学内の障がい学生に対し、大学等全体としての受入姿勢・方針を示すことが重要

【各大学等のホームページによる情報提供の現状】

● 全ての大学等で改善が必要

入試における配慮内容等全ての項目を記載しているのは香川大学のみ（ただし、掲載が不十分な項目あり）。いずれの項目も掲載していないものが7校あり

区分	学校名	障害者基本計画で定める事項の掲載状況				掲載場所の分かりやすさ（サイトマップ等）
		入試における配慮の内容	施設のバリアフリーマップ	学生への支援内容、支援体制	障がい学生の受入実績等	
国 立 大 学	香川大学	△	○	△	△	△
	鳴門教育大学	—	—	—	—	—
	徳島大学	—	—	—	—	—
	愛媛大学	—	—	○	—	○
	高知大学	—	○	△	○	—
高 等 専 門 学 校	香川高専	—	—	—	—	—
	阿南高専	—	—	—	—	—
	新居浜高専	—	—	—	—	—
	弓削高専	—	—	—	—	—
	高知高専	—	—	—	—	—

※ 「○」はおおむね掲載あり、「△」は掲載が不十分、「—」は掲載なしを示す。
なお、「掲載場所の分かりやすさ（サイトマップ等）」欄は、トップページ又はサイトマップの第1階層における障がい学生支援情報の掲載状況で評価した。

- 調査対象大学等の中には、視覚障がい者用誘導ブロックの上に自転車が多数置かれ、当該ブロックの利用に支障を来たす状況となっているなど、当該大学の障がい学生の受入姿勢が正確に伝わらないおそれがある例もみられた。 (別冊資料5)

香川大学



徳島大学



4 四国地域行政苦情救済推進会議の意見

障がい学生の大学等への進学者数は年々増加しており、国の施策の動向も踏まえると、今後もその傾向は続くものと見込まれる。このため、障がい学生が受験しやすい環境の整備、大学等における障がい学生の支援体制の整備等がより一層重要なものと考えられる。

これらのこと踏まえ、国立大学等における障がい学生の受験負担の軽減支援策等を充実させる必要があると考える。

5 あっせん事項（改善を求める事項）

あっせん事項	対象となる学校
国立大学及び国立高等専門学校は、障がい学生の受験負担の軽減支援策等を充実させる観点から、以下の措置を講ずる必要がある。 ① 受験方法の配慮に関する事前相談時の診断書の提出については、以下のとおり、障がい学生の受験負担の軽減を図ること。 i 診断書の提出を前提とするのではなく、障がい者手帳や高等学校等の意見等を診断書の代替として個別に検討すること。 ii やむを得ず、診断書が必要な場合にあっても、診断書の写しを可能とすること。	香川大学、鳴門教育大学、愛媛大学、高知大学、高知高専（5校） 愛媛大学、高知大学、高知高専（3校）
② 災害等対応マニュアルに障がい学生への支援策を具体的に明記すること。 また、障がい学生個別の支援方法を確認するなど災害等の発生時に有効な対応がとれる仕組みを構築すること。	香川大学、鳴門教育大学、徳島大学、高知大学、全ての高専（9校） 全ての大学、全ての高専（10校）
③ 障がい学生を支援する専門的・総合的な部署を設置するなどの体制整備を検討すること。	香川大学、鳴門教育大学、徳島大学、香川高専、阿南高専、弓削高専（6校）
④ 大学等のホームページで障がい学生への支援情報を提供（又は情報内容の充実）するなど、自校の障がい学生の受入姿勢・方針を正確に伝えるための措置を講ずること。	全ての大学、全ての高専（10校）

6 あっせんの効果

このあっせんにより、障がい学生の大学等の受験負担の軽減や大学等からの情報提供等支援の充実が図られ、障がい学生が大学等を受験しやすい環境整備等に寄与

四国地域行政苦情救済推進会議

民間有識者の意見を踏まえ、国民の視点に立った苦情解決を図ることを目的とする。

座長 土田 哲也 香川大学名誉教授（座長以外 50 音順）

委員 泉 隆治 徳島行政相談委員協議会会长

委員 泉川 誉夫 四国新聞社執行役員広告局長

委員 公受 弘充 四国経済連合会常務理事

委員 兼間 道子 日本ケアシステム協会会长